

第3次障がい者基本計画(中間見直し) 目標等管理シート①

基本方針		1 誰もが住み慣れた地域で安心して生活できる					
施策の 方向性・方針		(1)相談・支援体制					
		①生涯を通じ一貫した支援体制の構築					
		②相談部署の役割と連携の体制整備					
		③相談窓口の周知					
		④相談支援事業所の体制強化と質の向上、人材育成					
		⑤地域を支える相談体制の構築(重層的支援体制の整備)					
計画 (P) ↓ 実施 (D)	目標値	▼ 計画期間中にめざす姿					
		身近な地域で気軽に相談でき、 本人の力や周囲の人の協力で解決に向けた行動をとることができる					
		▼ 主な成果指標					
		項目	成果指標(単位)	目 標 値・実績値			
				R6	R7	R8	
		④	相談支援事業所数(箇所)	目標	12	12	12
			実績	10	10		
	④	相談支援専門員の専任者数	目標	10	10	10	
			実績	9	13		
	主な活動 指標 (内容)	▼ 主な取り組み内容					
		①	ライフステージに応じた支援体制・情報の継承・蓄積を行う				
		②	各相談機関が役割を理解し、連携する体制づくりを構築する				
		③	市広報紙・ホームページ・チラシ等で相談窓口の周知に努める				
		④	相談支援専門員の専任者の増員の働きかけ、人材育成のための研修等を行う				
		⑤	包括的に相談を受け止め、関係機関が役割分担し、円滑に支援できる重層的支援体制を整備する				
		▼ 実施行程					
		令和6年度		令和7年度		令和8年度	
		関係機関と連携し、ライフステージに応じた切れ目のない支援に努め、関連する会議等に積極的に参加、またひきこもりに関わる庁内連携会議等にも参加する。		①相談支援事業所と連携し、ライフステージに応じた相談支援を実施する。 ①計画相談支援プロセスの周知、相談支援専門員への集団指導を実施する。 ②妊娠期および出生時より子どもの発達についての情報を関係課と連携を行う。(すこやか支援課) ③市ホームページ等による相談窓口の周知を行う。 ④基幹相談支援センターとの連携による相談支援員の人材育成、専任相談支援員の実態把握を行う。 ⑤地域共生社会の実現に向け、多機関連携会議や重層的支援体制会議を開催し、支援体制の強化を図る。(地域共生社会推進課)		①相談支援事業所との連携を強化し、ライフステージに応じた相談支援の充実に図る。 ①計画相談支援プロセスの周知を行う。 ②委託相談窓口の周知、役割の明確化を行う。 ②子育て政策課と連携のもと、保健センターにおいて妊娠期および出生時より子どもの発達についての情報を蓄積し、次のステージにつなげる。(すこやか支援課) ③市ホームページを活用した、相談窓口の周知を継続して行う。 ④基幹相談支援センターとの連携による相談支援員の人材育成、専任相談支援員の確保に向けた具体的計画の作成を行う。 ⑤引き続き地域共生社会の実現に向けて、共助へのエンパワメントを全庁体制により実施していく。(地域共生社会推進課)	
		施策の主な取り組み					
		令和7年度	●計画相談支援実績				
計画相談支援							
受給者数			セルフプラン	%			
R6			801	169	21.1		
R7	807		177	21.9			
R5年度末全国15.8%、県16.2%(R6末18.3%)							
障害児相談支援							
受給者数	セルフプラン		%				
R6	281		119	42.3			
R7	350		142	40.6			
R5年度末全国30.7%、県21.8%(R6末23.4%)							
総計							
受給者数	セルフプラン	%					
R6	1082	288	26.6				
R7	1071	315	29.4				
サービス利用者数は増加しているが、指定特定相談支援事業所数は10か所と変化なしで、計画相談専任数も増減がないためセルフプラン率が増加							
評価(C)		協議会等意見		改善(A)			
【目標等を踏まえた評価、改善方策(案)】 未就学児から就学児になるタイミングで、セルフプラン率が高くなってしまったため、改善に向け具体的な取り組みが必要である。 令和8年度に向けて課題の共有と具体的な取り組みについて計画を作成しセルフプラン率の解消に向けて取り組んで行く。		【評価等に対する意見】		【次年度における取り組み等】			

第3次障がい者基本計画(中間見直し) 目標等管理シート②

基本方針		1 誰もが住み慣れた地域で安心して生活できる					
施策の 方向性・方針		(2)地域生活への支援やサービス					
		①自立支援給付等によるサービスの提供					
		②福祉人材の育成・確保					
		③グループホーム等の多様な住まいの確保					
		④当事者及び家族介護者への支援					
		⑤地域生活支援拠点等の機能の充実					
		⑥障がいの重度化・障がいのある人の高齢化への対応					
計画 (P) ↓ 実施 (D)	目標値	▼ 計画期間中にめざす姿					
		・地域で暮らし続けるための福祉サービスの提供体制が整っている ・地域や人々同士で支え合う仕組みや活動が支援されている					
		▼ 主な成果指標					
		項目	成果指標(単位)	目 標 値・実績値			
				R6	R7	R8	
	⑤	地域生活支援拠点等の登録事業所数	目標	35	40	40	
			実績	33	33		
	主な活動 指標 (内容)	▼ 主な取り組み内容					
		①	サービス等利用計画に基づき適正な自立支援給付や、障がい等の特性に配慮した支援に取り組む				
		②	福祉人材の確保および甲賀地域障害児・者サービス調整会議との協働による研修等の取り組みを推進する				
		③	地域への理解啓発を進め、身近な地域で多様な住まいの確保を行う				
		④	介護者同士の交流・情報共有・情報交換や当事者同士のピアサポート活動を支援する				
		⑤	相談、緊急時の受け入れ対応、体験の機会の場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりの充実を図る				
		⑥	障がいのある人の高齢化・重度化などの状況やニーズに適したサービスが利用できるよう関係機関と連携し支援する				
		▼ 実施行程					
		令和6年度	令和7年度	令和8年度			
		・地域生活支援拠点等の機能の充実 ・共生型サービスの利用推進 ・強度行動障害に対応可能なグループホーム等の整備検討 ・介護人材確保・定着促進協議会において、介護職のPRや確保・定着に向けた取り組みを行う。(長寿福祉課)	①サービス等利用計画に基づく自立支援給付の実施および地域生活支援事業(移動支援事業・日中一時支援事業)の効率的・効果的な実施に向けての検討を行う。 ②基幹相談支援センターによる人材育成研修を実施する。 ③地域生活支援拠点等の周知を行い、登録事業所33事業所と連携し、緊急時の受け入れ等の対応や体験機会の確保、強度行動障害等の対応に向け、関係機関と連携し体制整備を検討する。 ④障がいのある人同士の交流をタイムケア事業にて実施する。 ⑤緊急時受入れや、体験機会の確保、強度行動障害等への対応に向け体制整備を検討する。 ⑥重度化・高度化に対応するため、共生型サービスや基準該当サービスの導入するにあたり、介護保険事業者や長寿福祉課との情報共有や連携のあり方について検討を行う。 ⑥サービスを利用する65歳以上の方の現状を把握する。	①引き続き自立支援給付および地域生活支援事業(移動支援事業・日中一時支援事業)の適正な実施を行う。 ②基幹相談支援センターによる人材育成や、相談支援体制の強化を推進する。 ③地域生活支援拠点の機能を周知および登録事業所を拡充する。 ③強度行動障害のある方の支援体制について、課内での当事者・保護者への聞き取り等を行い、発達支援システムの見直しに向けた検討を実施する。 ④ピアサポート活動や地域交流の取り組みを推進 ⑤緊急時受入れや体験機会の確保、強度行動障害等への対応に向けた体制整備の検討 ⑥長寿福祉課や商工労政課等と連携し、共生型サービスや就労など、地域生活を支える支援体制の充実を図る。			
施策の主な取り組み							
【実績】 ・地域生活支援拠点等の登録事業所数 ・R8.1月末現在 33事業所 ・R8.1月末現在 グループホーム整備数 35施設		①サービス等利用計画に基づき、適正な自立支援給付を実施した。 ②基幹相談支援センターによる人材育成研修(佛教大学での甲賀圏域人材育成プロジェクト)、相談支援事業所の後方支援を実施。 ③地域生活支援拠点等の周知を行い、登録事業所33事業所と連携し、緊急時の受け入れ等の対応や体験機会の確保、強度行動障害等の対応に向け、関係機関と連携し体制整備を検討した。 ④精神障害者部会を中心としたピアサポート活動は地域活動支援センターⅠ型での交流が中心となった。 ⑤甲賀市・湖南市地域生活支援拠点等運営委員会を隔月実施し、緊急時受入れ、体験の機会の提供について事例の共有や検討を行っている。引き続き事業所と対象者への啓発を進めている。 ⑥65歳以上の方については介護保険サービスへの移行や併用ができないか支援者と協議検討し支給決定を進めている。					
令和7年度	評価(C)	協議会等意見	改善(A)				
【目標等を踏まえた評価、改善方策(案)】 地域生活支援拠点については、サービス調整会議、運営委員会の中で登録事業所の困りごとを直接聞く機会を作っていく。 個別事案から出された課題を蓄積し、地域の課題を明らかにしていく必要がある。 強度行動障害のある方の実態把握から切れ目のない相談支援体制の構築と、保護者と共に学ぶ機会をどのように体制に落とし込んでいくかを令和8年度に検討し、計画に反映していく。	【評価等に対する意見】	【次年度における取り組み等】					

第3次障がい者基本計画(中間見直し) 目標等管理シート ③

基本方針		1 誰もが住み慣れた地域で安心して生活できる					
施策の 方向性・方針		(3)保健・医療					
		①医療機関との連携					
		②精神障がいに対応した地域包括ケアシステムの構築					
		③こころの健康、健康づくり、介護予防					
		④多様な障がいや感染症等への対応					
計画 (P) ↓ 実施 (D)	目標値	▼ 計画期間中にめざす姿					
		病気や障がいがあっても、「できること」は自分で行い、 身近な地域で必要な医療や支援が受けられる					
		▼ 主な成果指標					
		項目	成果指標(単位)	目 標 値・実績値			
					R6	R7	R8
	①	一般診療所数(箇所)	目標	42	40	40	
			実績	38	40		
	主な活動 指標 (内容)	▼ 主な取り組み内容					
		①	かかりつけ医との連携強化および医療的ケアが必要な人に対する支援の検討				
		②	精神障がいのある人が地域の暮らしが継続できるよう関係機関が連携し支援を行う				
		③	ライフステージに応じた健康づくり、生きがいのある生活が送れるよう支援する				
		④	感染症に対する必要な情報提供や支援体制強化、また、依存症対策の推進を図る				
		▼ 実施行程					
		令和6年度		令和7年度		令和8年度	
		・医療的ケア児支援法に基づく施策の検討を継続、具体的事業の検討 ・精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムにかかる構築 ・感染症に対する正しい理解とサービス継続のための取り組み ・「医療ネット滋賀」を啓発することによる身近に医療を受けることの情報提供(すこやか支援課)		①医療的ケア児通学助成の利用を促進する。 ②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築に向けた検討を行う。 ②多職種連携の取り組みの中で、障がいのある人も安心して住み慣れた自宅でできるだけ過ごせるよう支援する。(すこやか支援課) ③啓発チラシや、広報などを通してこころの健康づくりや、相談窓口の啓発を行う。(すこやか支援課)		①医療的ケア児通学助成の利用を促進する。 ②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築に向けた検討を行う。	
施策の主な取り組み							
① ・個別事例について関係機関と連携し支援した。 ・サービス調整会議の重点部会で「医療的ケア児者」「重心児者」の現状把握のためのアンケート調査を実施した。 ② ・甲賀地域障害児・者サービス調整会議(精神障害者部会)にて、「精神敵不調が発生する前に変調に気づき相談や受診ができるための体制について」検討を実施した。 ③ ・こころの悩み相談窓口の啓発チラシを保育園から高等学校・専門学校へ配布し、量販店・コンビニ・医療機関・図書館などへの設置も行った。また、広報こうかに「こころの健康」に関する記事を掲載し(9月、12月、3月)啓発した。 ④ ・関係機関と連携し、感染症等への対応に向けた情報共有や、支援体制の取組を協議した。(すこやか支援課)							
令和7年度	評価(C)		協議会等意見		改善(A)		
	【目標等を踏まえた評価、改善方策(案)】 関係機関と連携し、支援を進めていくことができた。今後も関係機関と連携し、推進していく。		【評価等に対する意見】		【次年度における取り組み等】		

第3次障がい者基本計画(中間見直し) 目標等管理シート④

基本方針		2 障がいのある子どもの学びと成長を支える																														
施策の方向性・方針		(1)子どもの発達と子育てへの多様な支援																														
		①早期からの適切な支援																														
		②発達支援の充実																														
		③保護者が子育てや子どもの発達について学び相談できる場の充実																														
		④切れ目のない支援の仕組みづくり																														
計画(P) ↓ 実施(D)	目標値	▼ 計画期間中にめざす姿																														
		切れ目のない発達段階に応じた支援と保護者に対する支援体制が整っている																														
		▼ 主な成果指標																														
		項目	成果指標(単位)	目 標 値・実績値																												
				R6	R7	R8																										
		①	研修・啓発等の参加者(人数)	目標	300	300	300																									
				実績	282	740																										
		②	児童発達支援利用実人数(人数)	目標	120	120	120																									
				実績	86	120																										
		②	保育所等訪問支援利用実人数(人数)	目標	10	10	10																									
			実績	4	4																											
	主な活動指標(内容)	▼ 主な取り組み内容																														
		①	保護者に寄り添った丁寧な相談・支援および子どもの発達や障がいについての啓発の充実																													
		②	保健・福祉・医療等の関係機関の連携により必要な療育サービスの提供および関係機関と連携した包括的な支援																													
		③	学習会等を開催し保護者同士がつながるような働きかけやタイムケア事業の実施による地域での障がい理解の推進																													
		④	ここあいパスポート等の活用による切れ目のない支援を継続																													
		▼ 実施行程																														
		令和6年度	令和7年度	令和8年度																												
		・児童発達支援センターの円滑な運営のための体制整備 ・より専門的な療育サービスを提供するための人材の確保と育成 ・とりまく家庭や地域の理解の促進・発達支援課や児童発達支援センターつみきと連携を深め、子供の発達、必要な支援、保護者支援等共通理解をはかった(保育幼稚園課)	①児童発達支援センターを中心に、発達相談や、関係機関との連携による支援体制の充実を図る。(発達支援課) ②保健、医療、福祉、教育機関が連携し、子どもの発達状況に応じた支援体制の充実を図る。(発達支援課、保育幼稚園課、学校教育課) ③保育園、幼稚園、学校等と連携し、発達に課題がある子どもが地域で安心して学び育つことができるような支援体制作りに取り組む。(発達支援課、保育幼稚園課、学校教育課) ③タイムケア事業の実施により障がいのある人の居場所を確保する。(障がい福祉課) ④ここあいパスポートを活用し、子どものこころの健康づくりに関する取組や相談を実施する。(発達支援課)	①児童発達支援センターを中心に、発達相談や、関係機関との連携による支援体制の充実を図る。(発達支援課) ②保健、医療、福祉、教育機関が連携し、子どもの発達状況に応じた支援体制の充実を図る。(発達支援課・保育幼稚園課、学校教育課) ③保育園、幼稚園、学校等と連携し、発達に課題がある子どもが地域で安心して学び育つことができるような支援体制作りに取り組む。(発達支援課、保育幼稚園課、学校教育課) ③タイムケア事業の実施により障がいのある人の居場所を確保する。(障がい福祉課) ④ここあいパスポートを活用し、子どものこころの健康づくりに関する取組や相談を実施する。(発達支援課)																												
		施策の主な取り組み																														
令和7年度		① ・甲賀市児童発達支援センターにて発達相談を実施し、個別対応を行った。 ・発達障がい啓発動画を作成、配信した。 ・のびのび通信や交流会の開催を通じて広く発達障害について周知した。 ・令和8年2月に第4回目ののびのび通信を発行 ・令和8年2月に保護者交流会の第2回目を開催 ・就学や進路に向けてのつどいの開催。保護者の理解につなげる。 ・令和8年2月に保護者講習会の第2回目を開催 ・2、3月号の広報にも『育ちと学びの相談窓口』案内を掲載 ②児童発達支援センター「つみき」を中心に、関係機関と連携し多角的な見地から支援を検討、実施した。 ●放課後児童クラブ 放課後児童クラブ【子育て政策課】 <table><tr><td>放課後児童クラブ</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>利用決定者数</td><td>1,234</td><td>1,342</td></tr></table> ③ ・就学後の相談場所を広報に掲載(育ちと学びの相談窓口) ・タイムケア事業を実施した。(7/26、8/2、8/24、9/21、10/18、10/26、11/22、12/20、1/17、1/31、2/22、3/8) ④ ・支援情報の丁寧な引継ぎや情報の共有を行った。 ・ここあいパスポートを配布した。 ここあいパスポート【発達支援課】 <table><tr><td>ここあいパスポート</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>配布数</td><td>124</td><td>72</td></tr></table>						放課後児童クラブ	R6	R7	利用決定者数	1,234	1,342	ここあいパスポート	R6	R7	配布数	124	72	甲賀市児童発達支援センター【発達支援課】 <table><tr><td>発達相談実績</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>(幼児期)延べ人数</td><td>1,406</td><td>1,180</td></tr><tr><td>(学童期)延べ人数</td><td>2,214</td><td>907</td></tr></table> R7.11末現在					発達相談実績	R6	R7	(幼児期)延べ人数	1,406	1,180	(学童期)延べ人数	2,214
	放課後児童クラブ	R6	R7																													
	利用決定者数	1,234	1,342																													
	ここあいパスポート	R6	R7																													
	配布数	124	72																													
	発達相談実績	R6	R7																													
	(幼児期)延べ人数	1,406	1,180																													
	(学童期)延べ人数	2,214	907																													
	●放課後等デイサービス事業 放課後等デイサービス 事業所数 支給決定者数 <table><tr><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>8</td><td>10</td></tr><tr><td>193</td><td>193</td></tr></table>						R6	R7	8	10	193	193																				
	R6	R7																														
8	10																															
193	193																															
評価(C)						協議会等意見		改善(A)																								
【目標等を踏まえた評価、改善方策(案)】 各関係課と連携して進めている。今後も連携し、推進する。				【評価等に対する意見】				【次年度における取り組み等】																								

第3次障がい者基本計画(中間見直し) 目標等管理シート⑤

基本方針		2 障がいのある子どもの学びと成長を支える						
施策の方向性・方針		(2)学校教育と進路支援						
		①インクルーシブ教育システムの推進						
		②適切な就学・進路支援						
計画(P) ↓ 実施(D)	目標値	▼ 計画期間中にめざす姿						
		インクルーシブ教育の推進、及び個々の児童・生徒に必要な情報・学び・支援が切れ目なく提供されている						
		▼ 主な成果指標						
		項目	成果指標(単位)		目 標 値・実績値			
					R6	R7	R8	
	①	個別の教育支援計画を作成している児童生徒の割合(特別支援学級を除く。)	小学校作成率(%)	目標	100	100	100	
				実績	100	100		
			中学校作成率(%)	目標	100	100	100	
				実績	100	100		
	主な活動指標(内容)	▼ 主な取り組み内容						
		①	一人ひとりの発達や障がい等の教育ニーズに応じた多様な学びの場の確保と充実に努める					
		②	就学先は、発達や障がいの状態等を踏まえた総合的な観点から判断し、本人や保護者の意向を尊重し決定していく					
		②	医療的ケアを必要とする児童生徒の通学に伴う保護者負担の軽減の取り組みの充実					
		▼ 実施行程						
		令和6年度		令和7年度			令和8年度	
		・個々のニーズに応じた進路指導 ・医療的ケア児への支援に関する関係機関との連携や支援体制の強化 ・医療的ケア児童生徒の通学保護者支援の充実に向けた検討 ・子どもが主体的に行動できるように、支援の充実をはかった(保育幼稚園課)		①インクルーシブ教育の体制整備を進めるとともに、合理的配慮や支援方法に関する研修を実施し、子どもの教育的ニーズに応じた支援を行う。(保育幼稚園課) ①インクルーシブな学校づくりに向け、教育的ニーズにあった研修会を開催するとともに、三雲養護学校の巡回指導を受け、ニーズに合った支援を実施する。(学校教育課) ②発達相談、教育相談を継続的に実施し、児童・生徒の状況に応じた就学・進路支援を進める。(発達支援課) ②卒業時の関係機関の連携を推進する。 ②医療的ケア児童生徒の通学保護者支援の利用を推進する。			①インクルーシブ教育の体制整備を進めるとともに、合理的配慮や支援方法に関する研修を実施し、子どもの教育的ニーズに応じた支援を行う(保育幼稚園課) ①インクルーシブな学校づくりに向け、教育的ニーズにあった研修会を開催するとともに、三雲養護学校の巡回指導を受け、ニーズに合った支援を実施する。(学校教育課) ②発達相談、教育相談を継続的に実施し、児童・生徒の状況に応じた就学・進路支援を進める。(発達支援課) ②卒業時の関係機関の連携を推進する。 ②医療的ケア児童生徒の通学保護者支援の利用を推進する。	
		施策の主な取り組み						
		① ・特別支援教育コーディネータ連絡会で合理的配慮や支援方法についての研修を実施。必要に応じて各小中学校に指導助言を行った。(学校教育課) ・図書館では、年間を通して学習スペースの開放を行った。公民館では、夢の学習を実施し多様な学びの場を提供した。(社会教育スポーツ課) ・発達相談、教育相談において就学先、進路に関する相談を実施した。(発達支援課) ② ・個々の教育支援計画や個別の指導計画の確実な引継ぎを推進している。医療的ケア児について、医療機関、保護者、関係機関と連携し、支援やケアの充実を図り、小学校への引継ぎを確実に行った。(保育幼稚園課) ・職業的自立や社会参加をめざし、個々のニーズに応じた進路実現のため関係機関が連携した進路支援に努めた。 ・医療的ケア児童生徒の通学保護者支援の利用については対象者はあったが、保護者の意向により制度の利用はなかった。 ・発達相談、教育相談を継続して実施し、個々の状況に応じた個別の対応を行う。中学校から高校への引継ぎ会に参加予定。						
令和7年度								
評価(C)		協議会等意見			改善(A)			
【目標等を踏まえた評価、改善方策(案)】 各関係課と連携して進めている。今後も引き続き、ニーズに合った支援のために連携を進めていく。		【評価等に対する意見】			【次年度における取り組み等】			

第3次障がい者基本計画(中間見直し) 目標等管理シート ⑥

基本方針		3 生き生きと働くことができる						
施策の 方向性・方針		(1)雇用・就業の促進						
		① 企業啓発等による雇用の促進						
		② 関係機関と協力連携・継続的な就労支援						
		③ 就労定着支援の推進						
計画 (P) ↓ 実施 (D)	目標値	▼ 計画期間中にめざす姿						
		・障がいのある人が自らの働く場や多様な働き方を選択できる ・正しい理解と適切な配慮のある職場環境が整っている						
		▼ 主な成果指標						
		項目	成果指標(単位)	目 標 値・実績値				
					R6	R7	R8	
		①	法定雇用率達成企業の割合(甲賀圏域)(%)	目標	59	59	59	
				実績	66.6	68.6		
		②	就労定着支援事業市内事業所(箇所)	目標	0	1	1	
				実績	0	0		
		②	就労定着支援事業利用者(人数)	目標	10	10	10	
				実績	6	7		
		②	就労定着支援事業における1年後の就労定着率(%)	目標	80	80	80	
				実績	83.3	71.4		
	主な活動 指標 (内容)	▼ 主な取り組み内容						
		①	障がいについての正しい理解の啓発					
		②	関係機関の連携によるニーズ把握や社会情勢を加味した雇用の場の確保を図る					
		③	就労後の相談支援や生活面の支援により雇用が継続できるように就労定着支援サービスの利用促進					

第3次障がい者基本計画(中間見直し) 目標等管理シート⑦

基本方針		3 生き生きと働くことができる						
施策の 方向性・方針		(2)職業訓練機会と福祉的就労環境						
		① 専門的に就労訓練を行える事業所の確保						
		② 福祉的就労から一般就労への移行の促進						
		③ 多様な就労や体験の場の確保						
計画 (P) ↓ 実施 (D)	目標値	▼ 計画期間中にめざす姿						
		障がい特性に応じた就労が確保され、障がいのある人の 「働きたい」というニーズが満たされている						
		▼ 主な成果指標						
		項目	成果指標(単位)	目 標 値・実績値				
					R6	R7	R8	
		①	福祉施設から一般就労への移行者(人数)	目標	16	19	22	
				実績	6	4		
		②	市から障がい者就労支援施設への調達実績(件数)	目標	72	74	76	
				実績	68	75		
		②	企業等からの就労支援部会への新規受注(件数)	目標	5	10	15	
	実績			0	0			
	主な活動 指標 (内容)	▼ 主な取り組み内容						
		①	就労訓練の場や日中活動の場の確保に努める					
		②	就労移行支援事業の活用や個々の能力に応じた福祉サービスの選択により一般就労への移行をめざす					
		③	農福連携による就労機会の拡大や多様な就労や体験の場を確保する					
		▼ 実施行程						
		令和6年度		令和7年度		令和8年度		
		・優先調達の取り組みの推進 ・ICTの活用に向けた支援 ・多様な就労や体験の場の確保 ・在宅ワーク環境整備に向けた検討 ・適切な就労アセスメントに向けた検討 ・障がい者等の就労に向けた甲賀流農福連携を考える研究協議会の開催、農業経営体へ農福連携の推進体制整備のためのアンケート調査を実施(農業振興課)		②適切な就労アセスメントにつながるよう「就労選択支援」の制度説明、給付を実施する。 ③農業分野での就労体験の機会の確保に取り組み、農作業の体験や、実習の機会を設けるなど、就労機会の拡大に向けた取り組みを実施した。		②適切な就労アセスメントにつながるよう「就労選択支援」の制度説明、給付を実施する。(障がい福祉課) ③障がい者等の就農の促進による農業担い手不足の解消及び障がい者等への社会進出の促進のため両者のマッチング業務を行い、「農業支援者を育成する。(農業振興課)		
施策の主な取り組み								
令和7年度		【実績】		① ・R7.10月から開始された就労選択支援等を通じて、本人の適性に応じた進路選択ができるよう関係機関と連携し、支援できるよう検討した。今後圏域内で利用に向け進めていく。 ・就労支援事業所への優先調達の推進に努めた。 (市からのR8.3月末時点契約件数は75件、委託契約額10,409,332円) ② ・精神障がい者の社会参加等を支援するため、通所交通費補助の支給等を通じ、就労移行支援事業所の利用促進に努めた。(R7支給決定者:17名 支給総額:544,570円 ※2月末時点) ・令和7年度2月末時点の就労移行実利用人数は18人。 ③ ・農福連携については、農家と関係事業所と協働し、水口かんぴょう作り、きゅうりの箱折り作業、耕作放棄地での栗拾い、草刈り研修などに取り組んだ。				
	専門的に就労訓練を行える事業所の確保							
	就労訓練事業所	R6	R7					
	A型事業所	事業所数	5	4				
		延べ利用人数	1,086	835				
	B型事業所	事業所数	15	15				
		延べ利用人数	3,230	2,519				
	就労移行支援事業所	事業所数	0	0				
		延べ利用人数	141	135				
			評価(C)		協議会等意見			
【目標等を踏まえた評価、改善方策(案)】 主な取り組み内容の①と②についてはおおむね達成できた。 ③の農福連携については、農業分野で障がいのある人が担える作業内容の検討やマッチングを行い、実作業につなげることができた。一方で、農業経営体や地元企業等との連携が課題であるため、アンケート調査により受入事業者や作業内容を把握し、推進体制の整備を進めていく必要がある。		【評価等に対する意見】		【次年度における取り組み等】				

第3次障がい者基本計画(中間見直し) 目標等管理シート ⑧

基本方針		4 障がいのある人の自己実現と社会参加						
施策の 方向性・方針		(1)文化芸術活動・障がいスポーツの振興						
		① 文化・芸術活動への支援						
		② 障がいスポーツの普及						
計画 (P) ↓ 実施 (D)	目標値	▼ 計画期間中にめざす姿						
		障がいのある人が文化・芸術活動及びスポーツを体験できる環境が整備されている						
		▼ 主な成果指標						
		項目	成果指標(単位)	目 標 値・実績値				
					R6	R7	R8	
	②	障がい者スポーツ大会参加者数 (滋賀県障害者スポーツ協会主催)	目標	60	70	80		
			実績	80	88			
	主な活動 指標 (内容)	▼ 主な取り組み内容						
		①	障がいのある人の文化・芸術活動への参加や、創作作品の展示や発表の機会の確保に努める					
		②	障がいの有無に関わらず誰もが気軽に楽しむことができるスポーツの普及に努める					
		▼ 実施行程						
		令和6年度		令和7年度		令和8年度		
・活動発表の機会の充実 ・障がいのある人の創作作品の展示や発表の機会を充実し、その魅力を広域的に発信する。 ・国スポ障スポ大会の本市開催種目であるボッチャ、フライングディスクを中心に障がいの有無に関わらず共に楽しめる機会を提供する。		①障がいのある人の創作作品の展示や発表の場を提供。また、アートピアノを活用し、アール・ブリュットの魅力発信に努める。 ②障がいスポーツを通じて、地域の人と交流できる機会の充実を図る。		①障がいのある人の創作作品の展示や発表の場を提供していく。 ②引き続き、障がいの有無に関わらず、共に楽しめる機会を提供していく。				
施策の主な取り組み								
① ・障害者週間中、近隣の事業所(サニーサイド)に通所している方の絵画作品等を展示した。今後も継続して障害のある人の創作作品の展示や発表の機会を作る。 ・アールブリュット魅力発信事業の推進。作品展の開催。(社会教育スポーツ課) ② ・障害者スポーツ大会の参加者の取りまとめを行った。今後も引き続き障がいスポーツの推進を図り、障害のある人もない人も一緒に楽しめる機会の充実を図る。 ・第63回滋賀県障害者スポーツ大会参加者数 リハーサル大会:48名 スポーツフェスタ:8名 ・第24回全国障害者スポーツ大会参加者数:32名								
令和7年度	評価(C)		協議会等意見		改善(A)			
	【目標等を踏まえた評価、改善方策(案)】 おおむね達成できた。		【評価等に対する意見】		【次年度における取り組み等】			

第3次障がい者基本計画(中間見直し) 目標等管理シート ⑨

基本方針		4 障がいのある人の自己実現と社会参加					
施策の方向性・方針		(2)地域活動や余暇への支援					
		① 地域活動支援センターの普及					
		② 地域資源を活用した余暇活動の推進					
		③ 地域で活動できる場の充実					
		④ ボランティア活動の推進					
計画(P) ↓ 実施(D)	目標値	▼ 計画期間中にめざす姿					
		障がいのある人が自ら積極的に社会参加できるように活動の場や配慮のある環境が整備されている					
		▼ 主な成果指標					
		項目	成果指標(単位)	目 標 値・実績値			
					R6	R7	R8
		①	地域活動支援センター新規設置数	目標	0	1	1
				実績	0	0	
		③	余暇活動団体への市からの支援状況(団体数)	目標	3	5	5
				実績	1	1	
	④	社会福祉協議会ボランティアセンター登録者(人数)	目標	5,620	5,630	5,640	
			実績	5,436	3,679		
	主な活動指標(内容)	▼ 主な取り組み内容					
		①	日常生活における生きがいや社会との交流のため地域活動支援センターの確保と充実を図る				
		②	障がいのある人が積極的に参加できる余暇活動の場の確保に努める				
		③	夢の学習事業や区・自治会等の地域活動への参加				
		④	ボランティアについて学ぶ機会を増やし、活動に対する理解と関心を高める				
		▼ 実施行程					
		令和6年度		令和7年度		令和8年度	
		・地域活動支援センターの開設検討 ・身近な地域での日常的な見守りなどの支援活動やボランティア活動が生まれる場づくり ・障がいがある本人活動への支援(支援者の確保・地域の理解)		①地域活動支援センターの開設に向けた事業所聞き取りを行う。 ②身近な地域での日常的な見守りなどの支援活動やボランティア活動が生まれる場づくりに取り組む。 ③障害者スポーツ大会をはじめ、障がいのある人が積極的に参加できるイベント等の情報発信を行うと共に、障がいのある人のニーズに応じた参加できる場の確保や活動を支援する。 ④高齢者(主に65歳以上)対象に、甲賀100歳大学を開講する。老いの基礎・基本を学び、経験・知識・能力を活かして地域とつながり、就労や地域活動、ボランティア活動などを学び、働くシニアを育成する。(地域共生社会推進課)		①地域活動支援センターの開設に向けた事業所聞き取りを行う。 ②身近な地域での日常的な見守りなどの支援活動やボランティア活動が生まれる場づくりに取り組む。 ③引き続き、障がいのある人が積極的に参加できるイベント等の情報発信や参加の場の確保に努める。 ④甲賀100歳大学について、地域の人材を活用し、学びの場の継続に取り組む。(地域共生社会推進課)	
施策の主な取り組み							
① ・地域活動支援センターⅠ型、Ⅱ型の委託を継続 ・地域活動支援センターⅡ型の新規開設に向けての検討は事業所の受け入れ体制の課題が大きく今年度は検討できなかった。 ② ・ポッチャ市民交流大会を通じ、自治振興会を中心にポッチャを地域に普及した。また、シンボルスポート創出・定着事業やふれあいゆるスポフェスティバルを実施するなど、多くの方にバラスポーツ体験の機会や共にスポーツを楽しめる機会を提供できた。(社会教育スポーツ課) ・地域住民が障がいのある人を身近に感じ、また、障がいのある人が気軽に地域活動に参加できるよう、合理的配慮や障がい理解について広報紙やホームページにより啓発を行った。 ・今年度は全国障害者スポーツ大会が開催され、たくさんの方に参加いただいた。今後もイベント等の情報発信を積極的に行い、障がいのある人活動の支援に努めていく。 ③ ・夢の学習への参加については、障がいのある人にボランティアで参画いただく機会も提供できた。 ・年間を通して夢の学習事業を実施し、地域の多様な経験や技能を持つ方々にボランティアスタッフとして関わっていただきながら、各種講座や学習支援活動で、障がいの有無にかかわらず、誰もが参加しやすい講座を開催した。(社会教育スポーツ課) ④ ・高齢者(主に65歳以上)を対象に、甲賀100歳大学を開催し、地域活動やボランティア活動につながる学びの機会の提供を行った。(地域共生社会推進課)							
評価(C)		協議会等意見		改善(A)			
【目標等を踏まえた評価、改善方策(案)】 主な取り組み内容の①については現状の委託に加え市内にⅡ型の開設の検討を引き続き進めていく。 ②については、おおむね達成できた。 夢の学習等の事業については、今後も引き続き障がい者の参加を進めていく。ボランティアの確保は難しい状況にあるので、一定数の確保は課題。ボランティア団体登録が令和6年度191団体(R4年度調査)から令和7年度155団体(R6年度調査)に減少している。		【評価等に対する意見】		【次年度における取り組み等】			

第3次障がい者基本計画(中間見直し) 目標等管理シート ⑩

基本方針		5 福祉のまちを推進するための共生社会の実現						
施策の 方向性・方針		(1)福祉のまちづくり						
		① ユニバーサルデザインの推進						
		② 公共施設及び公共交通機関の環境整備						
		③ 地域福祉活動の推進						
計画 (P) ↓ 実施 (D)	目標値	▼ 計画期間中にめざす姿						
		バリアフリーやユニバーサルデザインの認識・取り組みが浸透し、 地域住民の参画と協働により、誰もが住みやすいまちになっている						
		▼ 主な成果指標						
		項目	成果指標(単位)	目 標 値・実績値				
				R6	R7	R8		
		②	コミュニティバス・コミュニティタクシーの利用者数 (単位:万人)	目標	53.5	53.5	53.5	
				実績	56	47		
	③	障がいのある人のサロン(件数)	目標	12	12	12		
			実績	7	21			
	主な活動 指標 (内容)	▼ 主な取り組み内容						
		①	関係機関や企業、地域と連携しユニバーサルデザインの推進を進める					
		②	公共施設のバリアフリー化の促進や低床バスやリフト付きバスへの切り替えを促進する					
		③	第2次甲賀市地域福祉計画に基づき、すべての人が安全、安心に共に暮らしていくことができるまちづくりを進める					
		▼ 実施行程						
		令和6年度		令和7年度		令和8年度		
		・ユニバーサルデザインの推進 ・バリアフリーマップ作成に向けた調査 ・バリアフリー情報誌作成・公園・建物等の公共施設整備および改築更新等におけるバリアフリー化として、スポーツの森の多目的グラウンド改修工事において、新たにスロープを設置した。(建設管理課)		①ユニバーサルデザインを推進する。 ①バリアフリーマップを作成し、誰もが利用しやすい公共交通を目指し、バス停の改良による環境整備やICT技術を活用したサービスの拡大等の取組を進める(公共交通推進課) ②コミュニティバス車両において、今年度も引き続き、利用者の乗降に配慮したノンステップバス車両を導入し、バリアフリー化を促進する。(公共交通推進課) ③地域福祉計画に基づき、関係団体と連携しながら、地域福祉活動や、市民主体の居場所づくりを推進するとともに、100歳大学などの活動を通じて、新たなつながりづくりや地域共生社会について考える機会づくりを行う。(地域共生社会推進課)		①ユニバーサルデザインを推進する。 ①誰もが利用しやすい公共交通の実現を目指し、低床バスの導入やバス停の環境整備、ICT技術を活用したサービスの拡充等の取り組みを進める。(公共交通推進課) ②コミュニティバス車両において、今年度も引き続き、利用者の乗降に配慮したノンステップバス車両を導入し、バリアフリー化を促進する。(公共交通推進課) ③地域福祉計画に基づき、関係団体と連携しながら、地域福祉活動や、市民主体の居場所づくりを推進するとともに、100歳大学などの活動を通じて、新たなつながりづくりや地域共生社会について考える機会づくりを行う。(地域共生社会推進課)		
		施策の主な取り組み						
		① ・合理的配慮の提供や障がいへの理解について「手話言語及び情報・コミュニケーション促進条例」のチラシを配布した。 ・小学校においてバリアフリー化工事を行った。 ・共生社会バリアフリーシンポジウムに出席した。 ・手話言語及び情報・コミュニケーション促進条例のチラシ配布により啓発を行った。 ・市道の補修を行う際には、歩道の段差を解消するなど「甲賀市移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する基準を定める条例」に基づき取り組みを進めた。 ・ICT技術を活用した取り組みとして、コミュニティバスや信楽高原鐵道で発売されている定期券をスマホ等で購入できるように対応した。 ①② ・施設整備時に「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例」に基づき改修・指導等を行った。(令和7年度 届出5件、指導5件) ② ・利用者が乗車しやすいよう、低床ノンステップ車両を発注した(2両)。 ・甲賀版観光情報誌まっふるにビクトグラムを掲載。窓口や施設に配布し市民に啓発。(地域共生)						
		令和7年度	評価(C)		協議会等意見		改善(A)	
			【目標等を踏まえた評価、改善方策(案)】 ・主な取り組み内容の①と②についてはおおむね達成できた。 ・③については、引き続き普及啓発に努めている。		【評価等に対する意見】		【次年度における取り組み等】	

第3次障がい者基本計画(中間見直し) 目標等管理シート ⑪

基本方針		5 福祉のまちを推進するための共生社会の実現						
施策の方向性・方針		(2)差別解消・権利擁護						
		① 多様な障がいへの正しい理解の促進						
		② 差別の解消と合理的配慮の推進						
		③ 権利擁護の推進、虐待の防止						
計画(P) ↓ 実施(D)	目標値	▼ 計画期間中にめざす姿						
		不当な差別や虐待を受けることが無く、権利が保障され、合理的配慮が提供されている						
		▼ 主な成果指標						
		項目	成果指標(単位)		目標値・実績値(R8.1末)			
				R6	R7	R8		
		③	人権教育連続セミナー	目標	4	4	4	
			実績	4	4			
	項目	成果指標(単位)		目標値・実績値				
			R6	R7	R8			
	①	障がい者理解、差別解消、虐待防止に関する市民向け人権研修の開催数	目標	3	4	4		
			実績	2	7			
	主な活動指標(内容)	▼ 主な取り組み内容						
		① 障がいの正しい理解の周知、啓発を推進する						
		② 障がいを理由とする不当な差別の取り扱いの禁止や合理的配慮の提供についての啓発に努める						
		③ 福祉教育・福祉学習の推進、人権尊重のまちづくりへの総合的な取り組み						
		③ 障がいのある人への虐待防止・早期発見・早期対応に取り組むシステムの構築						
		▼ 実施行程						
		令和6年度		令和7年度		令和8年度		
		・障がいの正しい理解、合理的配慮についての周知・啓発 ・福祉教育・福祉学習の充実 ・人権尊重のための啓発 ・虐待及び差別に関する研修会の実施		①障がいのある職員が安心して働くことができるよう、面談による職場環境や必要な配慮の把握を行うとともに、人権研修の実施に取り組む。(人事課) ②障がいを理由とする差別の解消に向け、人権研修を実施する(人権推進課) ②権利擁護事業や成年後見制度の利用啓発に向け、講座や相談会の開催、広報等による周知・啓発に取り組む(地域共生社会推進課) ③課内でコア会議を開催し、通報から終結までの対応の流れを確認する。 ③福祉教育・福祉学習の推進として、発達に特性のある子どもを育てている保護者を対象とした講座や講習会を開催する(発達支援課) ④障がい者虐待の防止に向けた障害者虐待研修会の実施や、早期発見・早期対応の体制確認を行う。(障がい福祉課)		①障がいのある職員が安心して働くことができるよう、面談による職場環境や必要な配慮の把握を行うとともに、人権研修の実施に取り組む。(人事課) ②障がいを理由とする差別の解消に向け、人権研修を実施する(人権推進課) ②権利擁護事業や成年後見制度の利用啓発に向け、講座や相談会の開催、広報等による周知・啓発に取り組む(地域共生社会推進課) ④障がい者虐待の防止に向けた障害者虐待研修会の実施や、早期発見・早期対応の体制確認を行う。 ③課内でコア会議を開催し、通報から終結までの対応の流れを確認する。(障がい福祉課) ③福祉教育・福祉学習の推進として、発達に特性のある子どもを育てている保護者を対象とした講座や講習会を開催する(発達支援課) ③市・社協・ばんじーが連携し、来年度の甲賀圏域権利擁護支援推進計画に向けて協議中。権利擁護体制について報告する。(地域共生社会推進課)		
施策の主な取り組み								
① ・人権教育連続セミナー事業では、講師の実体験をととして「障がいの社会モデル」を考えてみることや、インクルージョン社会についての理解を深めた。人権尊重まちづくりリーダー研修会の開催(7回、409人参加)R8.1月末時点。広報紙3月号にて「障がいのある人」の啓発記事を掲載。また、ホームページやあいコムこうか行政情報番組(きらめきこうか)を利用して、障がい理解を深める啓発を実施した。 ・11月に開催した甲賀市人権教育研究大会(人・人つながるフェスタ)では、プロ和太鼓奏者で全盲の片岡亮太さんを講師に招いて講演を行い、182人が参加があった。会場には、目が見えない人、見えにくい人のための便利グッズや点字絵本・教科書などに触れるコーナーも設けた。 ・市広報紙のコラムに障がい者の人権を啓発する記事を掲載する(3月号)。 障害者差別解消法施行から10年を迎えるので、改めてこの法律に触れながら、合理的配慮や障がいの社会モデルについて、啓発を図っていきたい。(人権推進課) ・11月に甲賀市人権尊重のまちづくり審議会を開催し、甲賀市人権に関する総合計画に基づき、関係各課の事業進行管理を実施した。(人権推進課) 発達障がいに関するリーフレットを作成し、関係機関に配布した(発達支援課) ・障がい特性の理解のため、障害者週間に合わせた啓発(庁舎での啓発展示)を行った。 ②③ ・広報こうか1月号で虐待防止の啓発を行った ・新規職員研修において障がい者差別解消(推進)の啓発を行った。 ・市職員の雇用に関し、障害者職業生活相談員2名を選任した。 ・障がいに対する理解を深めるため、引き続き新規採用職員への「障がいの特性を知る機会」として体験型の研修を実施する。また、障がいのある職員への面談や、希望受講での研修を行い、職員同士が心理的安全性を保ち相互に助け合える関係性の構築を図った。(人事課) ③ ・人権教育基盤プランをもとに、各校で人権教育を推進した。 ・市、社会福祉協議会、ばんじーと連携し、成年後見制度の周知啓発のための講座や研修を行った。 ・権利擁護支援推進計画に基づき、制度の周知や利用促進を図った。 ・11月に甲賀市人権尊重のまちづくり審議会を開催し、甲賀市人権に関する総合計画に基づき、関係各課の事業進行管理を実施した。その中で出てきた課題について、関係各課と連携し、今後も引き続き総合的に人権施策を推進していきたい。(人権推進課)								
R8.1月末時点								
＜障害者虐待相談・通報受理件数＞								
養護者による虐待								
障害者福祉施設従事者による虐待								
使用者による虐待								
令和7年度		評価(C)		協議会等意見		改善(A)		
		【目標等を踏まえた評価、改善方策(案)】 主な取り組み内容の①、②、③についてはおおむね達成できた。 障がいの正しい理解、また合理的配慮に関する周知・啓発について今後も引き続き推進する。		【評価等に対する意見】		【次年度における取り組み等】		

＜障害者虐待相談・通報受理件数＞	
養護者による虐待	6
障害者福祉施設従事者による虐待	6
使用者による虐待	0
R8.1月末時点	

第3次障がい者基本計画(中間見直し) 目標等管理シート ⑫

基本方針		5 福祉のまちを推進するための共生社会の実現										
施策の方向性・方針		(3)情報アクセシビリティの推進										
		① 情報のバリアフリー化の推進										
		② 障がいの特性に応じた意思疎通支援の充実										
計画(P) ↓ 実施(D)	目標値	▼ 計画期間中にめざす姿										
		障がいのある人が必要な情報を受け取り、発信する環境が整備できている										
		▼ 主な成果指標										
		項目	成果指標(単位)	目 標 値・実績値								
					R6	R7	R8					
		①	ホームページのアクセシビリティ評価(民間調査)	目標	C	C	B					
			実績	—	D							
	主な活動指標(内容)	▼ 主な取り組み内容										
		①	障がい特性に応じて必要な情報に円滑にアクセスできるよう情報のバリアフリー化を推進する									
		②	自ら意思表示が行えるよう多様なコミュニケーション手段の利用促進とICT活用による暮らしの「質」の向上に努める									
		▼ 実施行程										
		令和6年度	令和7年度	令和8年度								
		・ICT活用による暮らしの質の向上に向けた検討 ・情報バリアフリー化の推進 ・障がい特性に応じたコミュニケーション手段を利用しやすい環境の整備	①情報バリアフリー化を推進する。 ①障がい特性に応じたコミュニケーション手段を利用しやすい環境を整備する。 ①広報紙、ホームページ、SNS等の媒体で、視認性向上などユニバーサルデザインを推進する。 ①音訳やユニボイス対応など情報のバリアフリー化を進める。また、ホームページにおける読み上げ機能の正確性向上、広報紙の音訳対応、市通知のユニボイス対応等を推進する。(秘書広報課) ①障がいの特性に応じたコミュニケーション手段について、配慮できるよう、啓発や具体的な方法についての周知を行うとともに、手話通訳者の設置や手話通訳・要約筆記者の派遣、手話奉仕員養成研修の実施など、人材の育成と確保を図る。 ②ICT活用による暮らしの質の向上に向けた検討を行う	①情報バリアフリー化を推進する。 ①障がい特性に応じたコミュニケーション手段を利用しやすい環境を整備する。 ①広報紙、ホームページ、SNS等の媒体で、視認性向上などユニバーサルデザインを推進する。 ①音訳やユニボイス対応など情報のバリアフリー化を進める。また、ホームページにおける読み上げ機能の正確性向上、広報紙の音訳対応、市通知のユニボイス対応等を推進する。(秘書広報課) ①障がいの特性に応じたコミュニケーション手段について、配慮できるよう、啓発や具体的な方法についての周知を行うとともに、手話通訳者の設置や手話通訳・要約筆記者の派遣、手話奉仕員養成研修の実施に加え、デジタルデバйд解消に向けた講習を実施して、意思疎通支援体制の充実を図る。 ②ICT活用による暮らしの質の向上に向けた検討を行う								
		施策の主な取り組み										
		① ・広報紙はわかりやすい紙面づくりに努め、音訳を行った。 ・ホームページのアクセシビリティの向上に努めた。 ・手話通訳員を2人配置し、デフメール(聴覚障害者用スマートフォン)等を活用した情報提供等を行った。 ・手話奉仕員養成講座(前期)を開催。(7月～11月実施)19名修了。手話フォローアップ講座の開催。(12月～2月実施)※18名参加 ② ・今年度も手話奉仕員養成講座を行い、人材育成に取り組むことができたので、来年度も引き続き手話奉仕員養成講座を開講し、地域に手話通訳者の担い手を育成する。 ・手話及び要約筆記者の派遣も今後も続けていく。 ・手話言語及び情報・コミュニケーション促進条例を施行し周知啓発をおこなった。 ・手話通訳者を設置し、手話及び要約筆記の必要な方に対して派遣を行った。手話奉仕員養成研修を行い、人材の育成と確保に努めた。出前講座では、高齢者サロンで「はじめての手話」教室を行った。 ③ ・手話通訳者や、要約筆記者など意思疎通を支援する者を派遣した。										
令和7年度		<table><tr><td rowspan="3">甲賀市</td><td>専任</td><td>204</td></tr><tr><td>市派遣</td><td>43</td></tr><tr><td>委託派遣</td><td>19</td></tr></table> 令和7年度実績(派遣回数)					甲賀市	専任	204	市派遣	43	委託派遣
甲賀市	専任	204										
	市派遣	43										
	委託派遣	19										
評価(C)		協議会等意見		改善(A)								
【目標等を踏まえた評価、改善方策(案)】 主な取り組み内容の①、②はおおむね達成できた。 今後も手話言語及び情報コミュニケーション促進条例の周知を進めていくとともに、情報アクセシビリティの向上に向けて取り組んでいく。		【評価等に対する意見】		【次年度における取り組み等】								

第3次障がい者基本計画(中間見直し) 目標等管理シート ⑬

基本方針		5 福祉のまちを推進するための共生社会の実現																																							
施策の 方向性・方針		(4)防災・防犯等の推進																																							
		① 災害発生時における障がい特性に応じた支援																																							
		② 防犯対策や消費トラブル防止の推進																																							
計画 (P) ↓ 実施 (D)	目標値	▼ 計画期間中にめざす姿																																							
		地域全体での防災・防犯に対する取り組みが進み、 緊急時に必要な配慮や支援を受けることができる																																							
		▼ 主な成果指標																																							
		項目	成果指標(単位)	目 標 値・実績値																																					
	①	災害時要支援者避難支援計画(個別計画)作成地域 (区、自治会数)	目標	R6	R7	R8																																			
			実績	80	90	100																																			
	主な活動 指標 (内容)	▼ 実施行程																																							
		令和6年度	令和7年度	令和8年度																																					
		・要支援者避難確保計画作成の拡充 ・社会福祉施設での避難訓練の支援と計画の検証 ・福祉避難所の確保・運営協力 ・災害時の情報伝達の実施 ・長期災害に備えた体制検討(電源供給等)	①「災害時要支援者避難支援計画(個別計画)」の推進や福祉避難所の運営体制の整備など、災害時に配慮が必要な人の支援体制を進める。(地域共生社会推進課) ②防犯対策と連携し、消費生活講座や出前講座等の実施、広報やパネル展示、各世代別にチラシ配布による啓発・注意喚起を行うなど、広く市民に対して周知をはかることで、消費者被害の未然防止に努める。(生活環境課) ②避難行動要支援者同意者名簿を、区長や民生委員等へ配付するとともに、避難時に必要な支援をまとめる「災害時要支援者避難支援計画(個別計画)」を継続して推進する。 ②危機管理課と連携し、指定避難所と福祉避難所の運営体制の整理を進めるとともに、福祉施設向けの研修会を実施する。(地域共生社会推進課)	①「災害時要支援者避難支援計画(個別計画)」を継続して推進し、災害発生時の安否確認や避難活動を地域で支援しやすい体制づくりを進める(地域共生社会推進課) ①避難行動要支援者同意者名簿を、区長・自治会長、民生委員・児童委員等へ配付するとともに、避難時に必要な支援をまとめる「災害時要支援者避難支援計画(個別計画)」を継続して推進する。 ①危機管理課と連携し、指定避難所と福祉避難所の運営体制の整理を進めるとともに、福祉施設向けの研修会を実施する。(地域共生社会推進課) ②防犯対策とも連携し、消費生活講座や出前講座等の実施、広報やパネル展示、各世代別にチラシ配布による啓発・注意喚起を行うなど、広く市民に対して周知をはかることで、消費者被害の未然防止に努める。(生活環境課)																																					
		施策の主な取り組み																																							
		① ・避難行動要支援者同意者名簿を区・自治会長、民生委員・児童委員に配布。 ・災害時個別避難計画作成を推進。 ・障がい者の重複も含む、高齢者(新規対象者・未回答者)3,633人に、同意者名簿記載に対する同意書の案内を送付。(R7.12) ・避難行動要支援事業における、三助(公助、共助、自助)を整理し、地域においては、共助に対応できる対象者について投げかける。地域の区長、自治会長、民生委員・児童委員などの負担にならないよう要支援者の要件の見直しを行った。(地域共生) ・福祉避難所の在り方について、防災訓練の実践を通じた検討を行う。福祉避難所の体制整備、高リスク者の個別避難計画作成と指定福祉避難所のマッチングの推進を図った。(地域共生) ・障がいのある児、者などの「真に支援が必要な人」対し、災害時ケアプラン作成と、地域の関係者を踏まえた地域調整会議の推進を図った。市の避難行動要支援事業の中で、高リスク者に対する注力を市民にもわかってもらえるような啓発を行った。(地域共生) ・同意書/申請書の案内を送付した。 ・要配慮者利用施設における避難確保計画の作成を支援した。 ・DVD等を用いて地域防災計画の周知啓発を行った。 ・視覚障がい者向けに防災マップのCDを作成した。 ② ・消費トラブル防止の推進のため、消費者セミナーを開催した。 ・出前講座、あいコムこうが「くらしの情報」、新聞での事例紹介、パネル展、成人式や広報こうかにおいて啓発を行った。 ・相談件数498件(R.8.2月末時点)																																							
		災害時要支援者避難計画の作成地域数																																							
		<table><tr><td></td><td>地区数</td><td>取り組み</td><td>作成済計画</td><td>作成率</td></tr><tr><td>水口地域</td><td>89</td><td>1</td><td>34</td><td>38.2%</td></tr><tr><td>土山地域</td><td>44</td><td>1</td><td>14</td><td>31.8%</td></tr><tr><td>甲賀地域</td><td>23</td><td>3</td><td>5</td><td>21.7%</td></tr><tr><td>甲南地域</td><td>25</td><td>0</td><td>13</td><td>52.0%</td></tr><tr><td>信楽地域</td><td>21</td><td>0</td><td>14</td><td>66.7%</td></tr><tr><td>計</td><td>202</td><td>5</td><td>80</td><td>39.6%</td></tr></table>						地区数	取り組み	作成済計画	作成率	水口地域	89	1	34	38.2%	土山地域	44	1	14	31.8%	甲賀地域	23	3	5	21.7%	甲南地域	25	0	13	52.0%	信楽地域	21	0	14	66.7%	計	202	5	80	39.6%
			地区数	取り組み	作成済計画	作成率																																			
		水口地域	89	1	34	38.2%																																			
		土山地域	44	1	14	31.8%																																			
		甲賀地域	23	3	5	21.7%																																			
甲南地域		25	0	13	52.0%																																				
信楽地域	21	0	14	66.7%																																					
計	202	5	80	39.6%																																					
令和7年度																																									
評価(C)		協議会等意見		改善(A)																																					
【目標等を踏まえた評価、改善方策(案)】 主な取り組み内容の①②はおおむね達成できた。 福祉避難所の確保・運営マニュアルの作成・長期災害に備えた体制検討(電源供給等)が必要である。 ・今後、避難確保計画の未提出の事業所に向けて計画書提出を促していく。		【評価等に対する意見】		【次年度における取り組み等】																																					